

第18回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成14年7月26日(金)16時~17時

委員長 それでは、第18回の児童福祉審議会開催ということですが、実は、きょう午前中、9時半から既に作業をしてきておりましたので、引き続きということになりますが、ここからは幾つかの確認と、それから今後の手続等について審議をさせていただきたいと思います。

事務局の方から出席委員の確認をお願いします。

事務局 委員につきましては、
、
委員が所用により欠席しています。幹事につきましては、
幹事が所用のため欠席です。以上です。

委員長 ありがとうございます。

まず、確認を午前中からやらさせていただいて、これはちょっと細かいところをやるとわずらわしくなりますので、大事な部分だけ確認をさせていただきますが、まず全体についてですけれども、鎌倉市長からの諮問をいただきましたので、これは答申、そして私たちの方で発意をしたことが幾つかありますので、意見具申という形で答申及び意見具申をするという形式にさせていただきます。

それから、中身、柱立てのところの確認をさせていただきますけれども、答申及び意見具申書の柱立てで言いますと、4-3のところの子育て支援センターとファミリーサポートセンターに加えて子ども会館のことについて書くことにいたしました。それから4-6、今まで「放課後児童対策」だったのを「子どもの家について」ということにいたしました。残された課題のところ、恐らくその放課後児童対策、それからひとり親家庭対策を書いておりましたが、それに加えて今日のご議論の中で児童虐待対策を入れました。それから、今日は最終的に資料編として掲載をすべきさまざまな資料についてもご議論をいただき、それについて確定をいたしました。

大体今日一日かけて本当に細かい点まで含めて各委員の方にご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。それで、もう細かいことは抜きにしまして、全体的な感想といいたいでしょうか、コメントがもしおありになれば、少し最後が終わったばかりなのですけれどもいただいて、その後、ちょっと実務的な打ち合わせに入りたいのですが、何か一人ずつ言うというのも何なので、何かご感想がおありになれば。

委員 答申の中身に触れるということは、一つ一つやるということは避けたいというか、繁雑になりますのでやめたいと思いますが、感想ということで言いますと、随分長く審議会をやってきて随分たくさんのお話をしたという印象を持っていたのですが、やはり答申にまとめるということになってみますと、まだ審議し残したところが随分あるなと感じました。期間としては非常に長かったのですが、それでや

り残したことが多いという印象を持つと同時に、これも答申案に書かれることになると思いますが、この児童福祉審議会をさらに継続する必要があると。もうメンバーはそのときのテーマに応じた方ということでいいわけですが、少なくともまだまだこれだけ残された問題がある以上、やはりどうしてもやっつけなければいけないという印象を強く持ちました。

委員長 ありがとうございました。おっしゃるとおり、今日が18回目で次が19回目になるのですが、本当に議論できなかったことがたくさんあるのですが、その一方で、私が一つ感謝をしたいのは、伺っていた範囲ではたしか年6回ぐらいしか予定をされていなくて、その予算をいろいろやりくりしていただいて、必要な分、それでも足りなかったのかもしれないですが、12回のところをおよそ5割オーバー以上の審議会をやらせていただいたということについては感謝をしたいと思います。

ほかにいかがですか。

委員 大変一生懸命みんなで審議をしてみいましたけれども、子どもがより幸せであるように、今も幸せなのだけでも、より幸せになるようにという視点で、小学校を卒業するまでを一応めどとしていろいろ意見を申し上げてきましたが、お金がなくてできない部分、なくてもいろいろな課が縦割りではなくてまたがってできるなら解決するというのも幾つかあったと思っています。残念ながら時間切れで審議できなかった部分については、ぜひこの児童福祉審議会が継続することを望んでおります。

委員長 児童福祉審議会の継続は皆さん一致した意見ですし、答申、意見具申書には書き込んでおきたいと思っております。

ほかにいかがですか。

委員 せっかくの傍聴の方もいらしていますので。私は前段傍聴席に座ってありましたところ、諸事情で途中からこちらの方に座らせていただくことになったのですが、何よりもまず毎回傍聴者がこれだけたくさんのごい熱気の中で行われたということで、これだけの審議会はほかにないのではないかなというふうに思っていますが、できればこれからまたこのような審議会をぜひ続けたいと。さまざまな課題が残されたというのは、我々委員みんなの残念なことなのですが、そのときには傍聴にいらした方などにこちらの席に座っていただけるようになればいいかなと思っております。

あともう一つは、初めは随分堅い審議会で、なかなか委員相互もお互いに疑心暗鬼のようなところもあったようなのですが、やはり回を重ねていって、今日は朝の9時半から、私は途中からですが、みんなで一語一語やってくる間に何か大分肩の荷がおりてきたというか、委員同士で和やかになってきたなという思いで、これからいい審議がもしかしたらできるかもしれないというような感想も

持ちました。いろいろありがとうございました。

委員長 もう全員のお話を伺いましょうね。 委員のところもマイクが近くにありますので。

委員 2年間審議がございまして、事あるごとにいろいろな形で発言をさせていただきまして、ありがとうございました。大事な問題をかなり論議してきたと思います。先ほども何人かの委員がおっしゃっていましたが、ここの審議会だけでは限界もあるということで、先ほども出ていましたが、児童福祉関係だけではなくて市政全般について見通した施策を議論していかないといけないということが、今日の中でも少し話し合われていたと思います。そういった視点で論議をさらに深めていくことが求められてきているのだなと思います。

それで、児童福祉審議会ですらに残した課題について話し合っていくということは、私も賛成なのですが、今回、今までにない審議会の特徴があったと思います。一つは、今傍聴者のお話も出ましたが、公開と。これはやはり原則としていただきたいし、それから、今までにない特徴で、保護者の委員が出たということです。これも今までにないことだろうと思います。そういう点をぜひ維持していただいて、次回の審議会に生かしていただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。ありがとうございました。

委員 私、審議会の委員は初めてだったのですが、本当にさっき 委員がおっしゃったように、傍聴の方がとても熱心にいらしていただいたということ。それから、今日午前中にまとめたのですが、まだまだもっともっと具体的な要望なり、市民が求めるものなり、一緒に考えていくことがまだまだたくさんあるということで、今後、またこういった場がとても必要だと実感しました。

それから、こども局推進担当、こども局ができるということは、私とても期待していますし、ぜひぜひ、さっき縦割りではなくて横の連携をと、私も思っています。ただ、行政だけではなくて、あと市の中で町内会とか地域に根差したいろいろな方たちが子どもたちとかかわって、また子どもたちを見守っている大人がたくさんいると思うのです。そういう人たちとも話し合えるような場も、こども局の中でやっていただければなと思っております。ありがとうございました。

委員長 ありがとうございました。もしこの場にいらっしゃれば、 委員、 委員からも感想をお聞きしたいところですが、残念ながらご欠席ですし、きょうの作業については、またそれぞれ伝えていただくことにしますし、最終的な修正については、また各委員のところを持ち回りで確認をしたいと思っております。私自身も委員長をやらせていただいて、非常に皆さんが熱心だったことと、私自身もいい経験をさせていただいたと思ひますし、次回市長に答申をお渡ししますけれども、その中で今皆さんがおっしゃられた審議会の継続ということについては、ぜひ直接市長にも提言をしたいなと思ひます。2年間ありがとうございました。

いました。

次回に話をとっておくことにいたしまして、それでは、少し実務的な審議に入らせていただきますが、一つ、今日足したり引いたりしまして、おおよそ30ページ近い答申書プラス資料が今40何ページあって、かつ、先ほど委員がいらっしゃる前だったと思うのですけれども、傍聴の方の熱心さをおっしゃられて、この傍聴者の数等も資料編に入れましょうという話になっているので、もう少し資料編もふえるということになっていまして、その概要版をつくるかどうかということで、前回そろそろまとめに入る段階で、その可能性もあるのではないかとというようなお話が委員の中からも出ておりました。メリット、デメリットがあると思います。その件についてご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

委員 概要版をつくるということについては、この答申書をどういうふうにご利用するかということにかかわってくると思うのです。これが非常に多くて、資料も入れて配布となった場合に、これをもっといろいろな方に読んでいただくというためには少しリーズナブルなものが必要だということで始まったと思うのですが、今日の作業を通じて見ますと、かなり読みやすさも意識をしてやってきましたし、分量としても本文のところは100ページもないようなタイプのものでないもので、どうでしょう。それに、ここまで字句の修正なんていうことまでやってきたことを考えると、さらにこの厳密性を損なわずに簡略にするというのは、非常にまた時間もかかるし、難しいと思うので、これで完結ということにしていいのではないかと思います。

ただし、今日の原稿の形ですと、やはり体裁的に余りリーズナブルではないので、もう少し1ページ当たりの字数を制限するだとか、何か少し厚くなっても読みやすいような体裁にしてお出しするということでカバーできるのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

委員長 いかがですか。これはでき上がると、どこどこにどう配布をされますか。

事務局 どこどこという関係では、鎌倉市の中の行政内部はもちろんですが、神奈川県とか各関係機関には配りたいと思っています。

委員長 市民レベルではどうですか。

事務局 市民レベルでは、例えば、行政資料コーナーはもちろん、各図書館にも行政資料のコーナーがありますので、そういったところでも市民の方が手に取ってごらんいただけるよう考えたいと思っています。

委員長 何かあれですね、今までの審議会の議事録は全部委員会に上がっていますね。というような側面的な客観状況と、委員がおっしゃったような形で、こういうものをまた縮めてしまうことによってニュアンスが変わることも心配。それから、読みやすさということについて、もう少しレイアウト等を工夫すれば、本文そのものは30ページ弱のものなので、読んでいただけるのではないかとということで

すが、いかがでしょうか。

委員 皆さん発言がないので。私も今朝からこの30ページの一語一句やって、さぞ皆さんお疲れで、私もそうなのですが、やはりそういう概要書をつくるにしても、一語一句またみんなで検討しなければならなくなると思いますので、それよりは、これしか資料がないのではなくて、議事録が確保されているということでは、例えば、ここについてのことはどう審議されたのだろうかと思う方は、それを確かめていただければ、非常に大変な苦勞なのですけれども、一応形としては残っているわけですので、ちょうどいいぐらいの分量になったのではないかなと思います。

委員 今日1日の作業の中で感じたことなのですけれども、もっともっと紙面のゆとりがあれば書き込んだ方が、市民からよく理解が得られると思うものがかなりありました。しかし、そもいかないので、ちょっと舌足らずな面もあったのではないかと考えています。ですから、さらにダイジェスト版をつくると、私たちの真意が伝わっていかないのではないかという心配がありますので、これで決まりということにしてほしいと思います。

委員長 では、大方の意見がそういうことのようなので、これをそのままということで、あえて概要版をつくらないということにさせていただきたいと思います。

さて、それでは2番目なのですが、12日の19回目の審議会の持ち方なのですが、幾つか論点があると思います。まず、委員がおっしゃっていた部分にもかわるのですが、公開制ということであれば、当然この19回目も公開制を担保しなければいけないというふうに考えておりますので、会場がどこになるかはわかりませんが、私たちが市長室へ行ってぼんと渡してくるのではなくて、こういう審議会の場に市長の方に来ていただいて、そこで私たちが答申及び意見具申書をお渡しすると。そういう形式をとって、そこには傍聴の方も入っていただくということにしたいのですが、この点はいかがでしょう。よろしいでしょうか。これは異論のないところだと思いますが。では、そうさせていただきます。

そのときに、はい、答申書ですよ、意見具申書ですよと言って渡してしまうと3分で終わってしまって、これは何かせつかく審議会として持つ意味も余りありませんので、私としては、個々言い足りなかった部分、それから、児童福祉審議会ですから、いきなり市のごみ行政について云々とかするよりも、やはり審議会にかかわってきたことでこの部分は言っておきたいということが、それぞれ個々にはおありになって、なかなか盛り込めなかった部分もあると思うのです。あるいはきょう言っていた感想でもいいかと思うのですけれども、一言ずつ市長の方に。私の方で最初セレモニーとして答申書をお渡しして、全文読んでいると時間がないのだよね。ちょっと待ってください。ここはまた議論します。お渡しをして何らかの作業をした後は、各委員から一言ずつ感想を市長の方に言っていたきたいと思うのですが、そういう形式をとっていいですよというのを行

政の方に確認したいのですが、大丈夫ですか。

事務局 審議会の答申をお渡しするための市長のスケジュールをとっています。時間は大体30分ぐらいの予定です。その中で答申書をお渡しすると、各委員との懇談といいますが、簡単な懇談を予定していますということだと思います。

委員長 では懇談と、私どもの方で理解をさせていただきます。

今、僕、ちょっと詰まってしまったのは、これはお渡ししてお読みくださいで、各委員からのコメントを優先した方がいいのか、それともこの答申書の中の幾つかのポイントをお話した方がいいのか、ちょっとそのところで迷ってとまってしまったのですが、何かご意見はありますか。さっきの概要版はなかなか難しいという話になると、僕がまた自分の責任でここここが概要ですよと言うのは少しどうかなと思ったりして、詰まってしまった部分があって。どうでしょうか。

委員 きょうはこの案については、傍聴の方には渡っていないわけですよ。12日の当日も市長は30分でも2時間の予定で、傍聴の方を入れて、傍聴の方にこの答申が全部渡らないのであれば、傍聴の方の前で私たちが読むとか。せっかく来ていただくので。市長には30分しかないのだったら、とても読む時間はないかなと思いますけれども。

委員長 11時でしたっけ。

事務局 11時半から12時ぐらいです。

委員長 11時半から12時までが市長。そうすると、 さんのご意見だと、その前、1時間ぐらいで。でも、それは傍聴の方に読むというのも何か変ですよ。

委員 これについては一生懸命つくってきて、市民参加でつくってきたわけですから、広く読んでいただきたいし、知っていただきたいという気持ちは非常に持っているのですが、形式としては市長からの諮問に対して答申をしたわけで、その諮問元である市長よりも先にほかの方にお伝えするというのは、形式的にちょっとどうなのかなという気もしています。気持ちは私も非常にあるのですけれども、市民の方にまずお伝えするというのはあるのですけれども、それはどうなのかなと思っています。

それで、内容については、やはりだれがこのダイジェストをつくったとしても、やはりバイアスがかかって、我々もこれを見ながらやってきたわけですので、とにかく読んでいただかなければしょうがない。それで、もしこれにはこういうことが書いてありますということを説明するとすれば、この構成ですよ。つまり、最初のところでは鎌倉市の現状について書いてあります。それから、次はこういう問題点についての内容が書いてあります。4のところではこれこれについてですと、その目次に沿って内容には踏み込まない、概要にはならない項目をお話する。ここは例えば市民からの意見が書いてありますというようなことですね。それで最後にこういうことになっていますと。そこだけを説明して、内容につい

ては、ぜひ時間をかけてお読みくださいということ以外にないように思います。限られた時間ですから、各委員から一言ということをやっても、そう長い時間は一人一人しゃべれないわけですから。それから、我々の役割としては、この答申を出したということで恐らく完結しているはずなので、言い足りなかったことを一言言うというのも、本当だったらちょっとどうかなという気はしているのですが、せっかく市長に会うわけですから、答申をつくる中で感じたことを答申書を渡してお伝えするという事はあっていいのかなという気もしています。

委員長 その辺が妥当ですかね。では、目次部分について私が説明するという事でご一任いただいて、あと、本当になるべく短く各委員から、今委員がおっしゃったように、この2年間の中での感想あるいは答申書をつくるに当たっての感想を一言ずつ言っていただくということで。それにしても若干の準備がありますから、11時半に集合して即というわけにはいきませんね。11時ぐらいに集合して、多少余裕を持って市長に来ていただくという形で、今回は8月12日の11時ということで、審議会委員は全員オーケーでしたよね。今日のメンバーは大丈夫ですよ。では、その中でまた発言をしていただくということで。

実務的には概要版の話が終わって、それから、次回の審議会、日程の持ち方のことについて議論が終わって、一応この場に移しての審議は、これで私の方で準備したことは終わりになりますが、委員の方から何かご意見等はおありになりますか。

委員 先ほど委員からご意見があった、傍聴の方にこの内容をというのは、12日はどういった形で、どういうふうに。

委員長 これは、場合によっては渡した後にもう資料として用意しておいていただいて、傍聴の方に配ってもいいと思うのですが。

事務局 資料編を今日お渡ししたと思いますが、あれはちょっと勘弁していただいて、いわゆる本文の簡略版といいますか、そういったものを用意するのはできるかと思えます。

委員長 簡略版ではなくて、本文ね。

事務局 これの本文だけの今簡略版と申し上げたのですが。

委員長 資料ね、例えば、今日終わった作業をしている形のきちっと活字製本になっていないようなもので、こういう形でもちょっと枚数が多過ぎて苦しいかな。難しいですか。本当の答申書ではなくて、こういう形で単にコピーだけというふうなものも難しいですか。

事務局 それを何十部か用意するという.....。

委員長 何十部というか、30部ぐらい。本物ではなくていいですけども、本物というとか.....。

事務局 同じものですけども。

委員長 同じものですがけれども、ちゃんと製本されていないものでもいいです。

事務局 大丈夫だと思います。

委員長 では、それはそういう形でやりたいと思います。

では、ほかにはいかがですか。

事務局 12日の会場なのですが、今、この場所を予定しています。

委員長 わかりました。

では、今日はここで審議会そのものは閉じさせていただいて、委員にもお残りいただいた方がいいかな。訂正箇所の確認だけ最後にして、あと月曜日までその作業を事務局の方にお任せをして、我々は「てにをは」の調整を月曜日に出します。したがって、来週の火曜日以降、最終確認で文章をお返しをしますので、ここはこの午前中から午後にかけての作業委員会で訂正したはずなのに直っていないという点のみ確認をしてください。気が変わったのでここを直しますというのが始まると收拾がつかなくなるので、一応、作業はここで終わっていますということで。言ったけれども、あるいは訂正文言がこういうふう直しているのに違っているということについてチェックをしていただく。そのことだけお願いをしたいと思います。

委員 ごめんなさい。それをいつまでにですか。大変申しわけないのですが、私は日曜の夕方から出張が入っていて、帰ってくるのが8月1日の夜なのです。

委員長 印刷にかけるのはどのぐらいかかるの。

事務局 とりあえず印刷にかける前の段階で皆さんに確認の作業をしていただくので、皆さんの分であれば、もうでき次第。

委員長 いやいや、締め切りが。

事務局 いや、全部確定して……。

事務局 例えば、8月6日とか。

委員 6日もだめなのですよ。

委員長 集まるのではないので……。

委員 わかっていますけれども、要するに、それまでに出張に行ってしまうので。もういただければ、出張に行ってもできるので。

委員長 もちろんそれをお渡しするのは……。

委員 それを渡されたときにはもうこちらにいないので。

委員長 いついないのですか。

委員 28日の夕方から、もういけませんから。1日の夜までいないのです。

委員長 1日の夜。

委員 1日の夜で大丈夫では。

委員長 1日の夜に届くようにすればいいのですね。

委員 それで間に合うのですか。

委員長 6日まで。

事務局 例えば6日までに。

委員 わかりました。そうすると、市役所は土日が休みですから。

事務局 5日か6日に必ず。

委員 そうですか、わかりました。

委員長 よろしいですか。ほかの委員はもうちょっと前に見ることができると思うので。
それでは、そのことも含めてよろしく申し上げます。
どうもありがとうございました。